（記載上の注意）
（略）
1　登録年月日及び登録番号
（記載上の注意）
水産業協同組合法（以下「法」という。）第116条第６項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第２項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の４第１項第２号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。
2　（略）
3　特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況
⑴　組合又は連合会との間の契約の締結の状況
（略）
（記載上の注意）
1　本表は、組合又は連合会との間で法第111条第１項の契約を締結している場合に記載すること。
2　「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会（法第111条第１項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。
3　「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合又は連合会との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達（法第110条第２項第１号に掲げる行為（第50条の31の18に規定する行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第110条第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
⑵　農林中央金庫との間の契約の締結の状況
（略）
（記載上の注意）
1　（略）
2　「同意組合又は連合会名」欄は、法第113条に規定する同意をしている組合又は連合会の当期末における名称を記載すること。
3　（略）
4～7　（略）
8　特定信用事業電子決済等代行業の実施状況
（略）
（記載上の注意）
1　「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者（法第110条第２項第１号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者（特定信用事業電子決済等代行業再委託者のうち自身が直

（記載上の注意）
（略）
1　登録年月日及び登録番号
（記載上の注意）
水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の５の８第６項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第２項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の４第１項第２号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。
2　（略）
3　特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況
⑴　組合又は連合会との間の契約の締結の状況
（略）
（記載上の注意）
1　本表は、組合又は連合会との間で法第121条の５の３第１項の契約を締結している場合に記載すること。
2　「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会（法第121条の５の３第１項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。
3　「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合又は連合会との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達（法第121条の５の２第２項第１号に掲げる行為（第50条の31の18に規定する行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第121条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
⑵　農林中央金庫との間の契約の締結の状況
（略）
（記載上の注意）
1　（略）
2　「同意組合又は連合会名」欄は、法第121条の５の５に規定する同意をしている組合又は連合会の当期末における名称を記載すること。
3　（略）
4～7　（略）
8　特定信用事業電子決済等代行業の実施状況
（略）
（記載上の注意）
1　「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者（法第121条の５の２第２項第１号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者（特定信用事業電子決済等代行業再委託者のうち

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日